

---

## 〈巻頭言〉

### 中学生・高校生に憲法を伝える



伊藤 真

法学館憲法研究所所長・伊藤塾塾長

---

#### 1. 憲法教育をめぐる新たな状況

日本の中高生は、憲法に関して中学校の「公民」、高校の「現代社会」や「政治・経済」といった教科において学んでいるが、憲法教育については、現在新たな状況が生じてきている。

まず、憲法改正国民投票法が改正され、2018年から18歳以上の国民が憲法改正の国民投票で投票権を持つことになった。これに平仄を合わせるように選挙権の年齢を「18歳以上」に引き下げる改正法案も提出されている。そして、詳細は今のところ不明であるが、その際には中学・高校での「主権者教育の充実」が必要だとして、憲法教育の見直しも図るべきとの議論を国会で進めようとする動きがある。

また、安倍政権は2014年7月1日に従来の政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認する旨の閣議決定（「7・1閣議決定」）を行った。それは従来の政府が採用してきた憲法9条の解釈や平和主義についての考え方を実質的に変容させるものである。さらに、安倍政権のもとでは国家安全保障会議の設置や、特定秘密保護法の制定などが行われ、7・1閣議決定を踏まえた自衛隊法などの個別法の改正や国家安全保障基本法の制定なども今後行われようとしている。

これらの状況の変化によって、今後中学・高校における憲法教育のカリキュラムなどの見直しが行われ、教科書検定などによって公民教育・憲法

教育などの内容に影響が及ぼされることが予想される。

以上の状況をふまえて、中高生に対する憲法教育の在り方について、中学・高校等で学校教育にあたっている教員の皆さんへの問題提起をさせていただきながら私見を述べていきたい。

## 2. 立憲主義と憲法の魅力を理解してもらおう

日本国憲法は、「個人の尊重」を基本的な価値とし、一人ひとりの生命・自由・幸福を守るために政府を組織するという近代立憲主義の思想に基づいて作られている。私は各地での講演においても、立憲主義のポイントを理解しやすいように、「法律と憲法では矢印の向きが逆だ」と説明し、憲法の価値は「個人の尊重」にあり、憲法は国民が国家を縛る道具であるという話をしている。ところが、中高生が集まる講演会などでこういった話をすると、「初めて知った」という反応が返ってくることが多い。

熱心に勉強している者であれば、日本国憲法が日本の最高法規であり、基本的人権の尊重・国民主権・平和主義を基本原則としていることや、国会・内閣・裁判所といった国の統治機構が果す役割などについては、多くの中高生は理解していると思われる。しかし、そもそも憲法が何のためにあるのかということについては、ほとんど理解できていないのではないだろうか。憲法が最高法規であるのは、こうした立憲主義の考え方にもとづくのであるが、憲法もいろいろな法律と同じように、国民全てが守らなければならないルールだと思っている者が少なくない。学校の校則や法律などによって成人に比べて自由を制限されていると感じている中高生の中には、最高法規である憲法はそういう自分たち国民を縛るルールの元凶だという誤解をしている者もいる。

何より大切なことは、このような立憲主義の考え方は自分たちが生きていくにあたって役に立ち、憲法は魅力的なものなんだ、と感じてもらえるような憲法教育にすることである。こうした中高生にとって、憲法は国民を縛るものではなく、実は全く逆のものであり、個人を尊重し、国民の自由・権利を守るために国家権力を制限するものだということを知ることが大きな発見になるであろう。それは自らの世界観・人生観を変える契機に

もなり、自由に生きていく自信が生まれ、社会の不条理に無力感を感じている自分自身を見つめ直すことにもつながるのではないだろうか。

### 3. 憲法の基本的な価値観を伝え、多様な価値観に触れてもらう

では、立憲主義という基本的な考え方とともに、憲法教育において何を伝えるべきであろうか。中高生には憲法の価値観を明確に示しつつも、それとは別の価値観があることも提示し、その上で自分なりの考えを確立し、磨いてもらうことが必要である。また、そうすることが憲法の考え方を深めることになるのではないか。

憲法においては、自由権、社会権、人身の自由・適正手続、民主主義といった基本的な権利や制度などが定められている。私はその価値観を基本的に支持するが、そうではない人々もいる。

例えば、最近、国民の自由・権利よりも公の利益や秩序が優先されるべきとの声が少なからずある。自由権についていえば、表現の自由は、芸術やダンスなどの創作的活動に対しても広く認められる重要な価値を持つ人権である。しかし、夜間の「クラブ」でのダンスは風紀を乱すものとして、風俗営業法でのクラブの取り締まりがされたことがあった。社会権については、たとえば働けなくなってしまった人への生活保護の支給にあたっては、まずはその兄弟や親族などによる「共助」が必要だという主張がある。人身の自由・適正手続については、被疑者・被告人の権利よりも治安強化を重視すべきとの主張がある。民主主義については、少数意見にも配慮した熟議による意思決定よりもリーダーの迅速な意思決定や統治システムを重視すべきとの主張がある。

このように、自由・権利と公の利益や秩序、どちらの価値をより重視するかについては、様々な意見や立場がある。そのことを中高生に真正面から提起し、考えてもらったらいいのではないか。中高生に、憲法が定める価値観や制度だけでなく、それらと対立する価値観も含めた多様な価値観やそれらに基づく主張を提示しながら、憲法が定めている人権や制度の趣旨と、それらの背景にある価値観の意義について考えてもらう。そのことによって、中高生は憲法の考え方や価値観を自分なりに理解していくこと

になろう。

社会には多様な主張や価値観がある。将来の主権者である中高生には、そのような多様な価値を学びつつ、自ら判断していけるような憲法教育をおこなうことが必要なのではないだろうか。

#### 4. 憲法にかかわる歴史を理解してもらうことも大切

中高生に、憲法の背景にある考え方や価値観を伝えるに際しては、それにかかわる歴史を理解してもらうことも大切である。日本国憲法には、明治期の自由民権運動や大正デモクラシー期において主張された自由主義・民主主義思想が取り入れられているほか、戦前・戦中の日本社会の反省にもとづいて制定された規定も多い。立憲主義については、ロック・ルソー・モンテスキューといった啓蒙思想家や近代市民革命について、社会権については、20世紀における社会国家思想の登場といった歴史を伝えていくことによって理解がすすむことになろう。

#### 5. 憲法を知り、幸せを語り、行動できる主権者に

憲法の根本にある「個人の尊重」の価値は、一人ひとりの考えや価値観を尊重することにある。一人ひとりが「個人」として主体的に自分らしく生き、しっかり意見を述べ、なおかつ自分と違う意見を持つ人も尊重して、耳を傾ける。このように、憲法というものは、自分らしい幸せを追求することで、みんながより幸せを感じられるようになるためにあるのだということも多く、若者に知ってもらいたいと常々考えている。このような若者に対する想いから、最近、岩波ジュニア新書の一冊として『10代の憲法な毎日（岩波ジュニア新書）』（岩波書店）を刊行した。中高生の教育に携わっておられる教員の方々をはじめとして、法教育や憲法問題に関心をお持ちの方々には是非とも読んでいただきたい。

今年（2014年）3月には、台湾で、中国大陸との間におけるサービス貿易協定（海峽兩岸服務貿易協議）の締結が国会（立法院）で強行されようとしていたのに対して、学生を含む多くの台湾の若者が抗議に立ち上がっ

たために、サービス貿易協定の締結は見合わされることになった。また、同じく9月末からは、香港で、中国政府に対して民主的な選挙を求めて、多くの若者が抗議に立ち上がっている。

同じ東アジアの国で若者たちが国を憂い、自分や周囲の人々の幸せについて考え、国のあり方を変えようとして主体的に行動している。日本に目を向けると、先に述べた集団的自衛権行使を容認する閣議決定だけでなく、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の問題など、日本の若者たちも自らが主権者として国のあり方をめぐる多くの事柄について考えるべき時期が来ているのではないだろうか。

憲法をめぐる日本の政治状況や、もし将来憲法改正発議がされた場合には高校生も含めた若者も国民投票を行うかもしれない状況となっていることからすれば、護憲・改憲の立場を問わず、憲法の前提となる価値やシステムについての理解を主権者である若い人たちに深めてもらうことや、中高生が将来主権者として主体的に判断し、行動できるようにするための憲法教育の在り方について真剣に考えていくべき時代に入ったといえるだろう。

自分の幸せとともに人々の幸せについても語り、社会のあり方や憲法について語り、行動できるカッコイイ日本の若者が一人でも増えることを心から期待している。

以 上